

○日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例

令和4年12月20日条例第32号

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備等の設置及び管理（以下「設置等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図り、もって事業区域及び周辺地域における災害の防止及び生活環境の保全と町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備等 太陽光又は風力を電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）その他これに類する設備で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるものをいう。

(2) 事業区域 太陽光発電設備等の用に供する土地の区域をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条に定める目的にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第4条 設置者（太陽光発電設備等を設置する者をいう。以下同じ。）及び管理者（太陽光発電設備等を管理する者をいう。以下同じ。）は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業（太陽光又は風力による

ものに限る。以下「太陽光発電事業等」という。) の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、事業区域及び周辺地域における災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、並びに近隣関係者（第8条第1項の近隣関係者をいう。）と良好な関係を保たなければならない。

2 管理者は、地域環境との調和に支障を生じさせないよう太陽光発電設備等の適切な管理に努めなければならない。

(設置等基準)

第5条 町長は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電設備等の設置等に関する基準（以下「設置等基準」という。）を定めるものとする。

2 設置等基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 太陽光発電設備等の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (2) 生活環境の保全を図るために行う措置に関する事項
- (3) 太陽光発電設備等の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電設備等の廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的の達成のために町長が必要と認める事項

3 町長は、第1項の規定により設置等基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 町長は、設置者が計画する太陽光発電設備等が設置等基準に適合しないと認める場合は、その設置者に対し、当該設置等基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(抑制区域)

第6条 町長は、設置者及び管理者が行う太陽光発電事業等について、設置者及び管理者に対し、抑制区域（太陽光発電事業等の実施に際し、この条例の目的の達成のために特に配慮が必要と認められる区域をいう。）を事業区域に含めないよう求めることができる。

2 前項の抑制区域は、次のとおりとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土

地

(2) 次に掲げる文化財が所在する土地の区域

- ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の指定を受けた重要文化財
- イ 文化財保護法第57条第1項の登録を受けた有形文化財
- ウ 文化財保護法第78条第1項の指定を受けた重要有形民俗文化財
- エ 文化財保護法第90条第1項の登録を受けた有形の民俗文化財
- オ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財
- カ 文化財保護法第109条第1項の指定を受けた史跡名勝天然記念物
- キ 文化財保護法第132条第1項の登録を受けた記念物
- ク 大分県文化財保護条例（昭和30年大分県条例第12号）第4条第1項の指定を受けた県指定有形文化財
- ケ 大分県文化財保護条例第30条第1項の指定を受けた県指定有形民俗文化財
- コ 大分県文化財保護条例第35条第1項の指定を受けた県指定史跡名勝天然記念物
- サ 日出町文化財保護条例（昭和51年日出町条例第10号）第4条第1項の指定を受けた町指定有形文化財
- シ 日出町文化財保護条例第26条第1項の指定を受けた町指定有形民俗文化財
- ス 日出町文化財保護条例第34条第1項の指定を受けた町指定史跡名勝天然記念物

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の保安林

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イの農用地区域

(5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

(6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同

法第 54 条第 1 項の河川保全区域

- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の鳥獣保護区
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域

3 前項第 10 号の規則で定める区域は、この条例の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

（事業計画の届出）

第 7 条 設置者（第 15 条第 1 項に規定する国等を除く。以下同じ。）は、太陽光発電設備等（次の各号に掲げる太陽光発電設備等の区分に応じ、当該各号に定める規模又は能力を有するものに限る。第 12 条及び第 15 条第 2 項を除き、以下同じ。）の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下「設置工事」という。）をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の 60 日前までに、次条第 1 項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電設備等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を町長に届け出なければならない。

- (1) 太陽光を電気に変換する設備 事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上

- (2) 風力を電気に変換する設備 出力が 5,000 キロワット以上

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者及び管理者（第 15 条第 1 項に規定する国等を除く。以下同じ。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 設置工事及び設計の概要
- (5) 太陽光発電設備等の管理の方法（太陽光発電設備等の廃止後において行う措置を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下「設置工事の着手予定日等の変更」という。）をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。

- (1) 前項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 前項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下「設置者の氏名等の変更」という。）をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならない。

- (1) 第2項第1号又は第5号に掲げる事項
- (2) 第2項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項  
(近隣関係者への説明)

第8条 設置者は、前条第1項、第3項若しくは第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第10条第2項の規定による届出をする前に、太陽光発電設備等の設置等に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、事業計画の内容（同項に規定する設置者の氏名等の変更にあっては、当該変更に係る事項）について説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(工事完了の届出)

第9条 第7条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(区域変更等工事の届出等)

第10条 第7条から前条までの規定は、設置工事の完了後において設置者又は管理者が事業区域の区域変更（規則で定める区域変更の場合に限る。）若しくは太陽光発電設備等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下「区域変更等工事」という。）をしようとする場合について準用する。

2 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において太陽光発電設備等に係る設置者の氏名等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明し、近隣説明実施記録を添えなければならない。

(廃止の届出)

第11条 設置者又は管理者は、太陽光発電設備等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

(立入検査等)

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対し、太陽光発電設備等の設置等に関して報告を求め、又はその職員に、事務所若しくは事業区域に立ち入り、太陽光発電設備等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第13条 町長は、第7条第1項、第3項若しくは第4項若しくは第9条（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第10条第2項又は第11条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が設置等基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 町長は、前条の規定による報告があった場合において、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該報告をした設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 町長は、前2項の規定による指導又は助言をしようとするときは、必要に応じ、関係機関の意見を聞くものとする。

(勧告及び公表)

第14条 町長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

(1) 第9条（第10条第1項において準用する場合を含む。）又は第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の規定による指導に従わないとき。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）は、太陽光発電設備等の設置等をしようとするときは、第7条及び第9条から第11条までの規定（第10条第2項後段の規定を除く。）の例により、必

要な事項を町長に通知するものとする。

- 2 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電設備等の設置等に関して報告を求めることができる。
- 3 町長は、第1項の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(維持管理)

第16条 設置者又は管理者は、太陽光発電事業等を実施する間、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、太陽光発電設備等及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第7条第1項、第3項若しくは第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第10条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、次条第2項及び附則第6条の規定は、公布の日から起算して1月を

経過した日から施行する。

(事業計画の届出等に関する経過措置)

第2条 第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置工事又は区域変更等工事について適用する。

2 施行日から3月を経過する日までの間に設置工事又は区域変更等工事に着手する場合における第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び附則第6条第1項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第8条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電設備等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）とあるのは「当該太陽光発電設備等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を町長に届け出なければならない。この場合において、当該設置工事に着手する日の30日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）」と、第8条第1項中「前条第1項、」とあるのは「設置工事をしようとする場合にあっては前条第1項の規定による届出に係る設置工事に着手する日の30日前までに、設置工事の着手予定日等の変更をしようし、又は設置者の氏名等を変更した場合にあっては同条」とする。

(設置者の氏名等の変更の届出に関する経過措置)

第3条 第10条第2項（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は区域変更等工事に着手する太陽光発電設備等に係る設置者の氏名等の変更について適用する。

(廃止の届出に関する経過措置)

第4条 第11条（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は区域変更等工事に着手する太陽光発電設備等の廃止について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第5条 第18条及び第19条の規定は、施行日から3月が経過した日以後に着手する設置工事又は区域変更等工事について適用する。

(準備行為)

第6条 設置者又は管理者は、施行日前においても、第7条第1項、第3項又は第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の例により、設置工事又は区域変更等工事に係る事業計画を町長に届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日においてこれらの規定による届出をしたものとみなす。

2 国等は、施行日前においても、第15条第1項の規定の例により、設置工事又は区域変更等工事に係る事業計画を町長に通知することができる。この場合において、当該通知をした国等は、施行日において同項の規定による通知をしたものとみなす。